

## 第4部

### 総合考察



本研究の当初の目的であった、特別支援学校における新学習指導要領に基づいた教育課程編成の実態を明らかにするとともに、教育課程編成の在り方を検討することができた。

以下、(1) 質問紙調査、(2) 各学校の事例研究、(3) 研究協議会及び研究協力者の報告、から主要な事項を述べ、それらを踏まえて、(4) 次期学習指導要領の改訂に向けて必要と思われる検討事項、として述べ、最後に、(5) 本研究の課題と今後、について述べる。

## 1. 質問紙調査の結果から

### <総論>

回収率が 80%を超え、本調査の重要性が広く認知されていることが分かった。また、各事項についての課題については、あえて選択式ではなく記述式にしたが、その記述率の高さや記述内容の充実からも、そのことが言える。

新学習指導要領で新たに加わった事項を含め、学習指導要領の全般を漏れなくカバーする調査であったことから、特別支援学校における教育課程編成の現状と課題も全般的に把握することができた。

(近年では、同様の質問紙調査を、平成 16 年(2004)に、盲聾養護学校(当時)に対して本研究所が実施したが、調査内容が学習指導要領の全般を漏れなくカバーする調査ではなかったこと、記述式の質問項目が少なく分析もより素朴であったこと、回収率が 68%と今回と比べて 12%ほど低かったことなどから、本調査のような本格的なものではなかった。)

全国調査は、平成 22 年 9~10 月に実施したが、新学習指導要領(平成 21 年 3 月改訂、平成 21 年 4 月から移行措置開始、平成 23 年 4 月から全面实施)に基づく教育課程編成が、その調査時点で着実にあるいは一部先取りした形で先行実施されていることが分かった。

その一方で、自由記述の記載から、新学習指導要領を踏まえて、どのように教育課程を編成していくのか、とまさに模索の段階である学校も見られた。

盲聾養護学校から特別支援学校へ制度転換したことで、知肢併置など複数の障害に対応する部門を設置する学校が増え、各学校の教育課程の編成が、かなり複雑化、多様化してきている実態が分かった。この結果、質問紙調査の実施や結果の分析そのものが困難になったことを改めて実感させられた。

このことは、逆に言えば、複数障害を併せ有する子どもへの対応が、より子に応じたものになってきているとも考えられる。

また、重複障害学級の作り、類型の作り等の教育課程編成において、障害種別で大きな特徴の違いがあることが改めて分かった。そして、主に記述式にした事項毎の課題に関する質問の回答の分析から、詳細で学校現場に直結した生々しい課題が浮き彫りになった。

### <各論>

#### (1) 基本情報

特別支援学校への制度転換後の最初の学習指導要領改訂であったが、特別支援学校制度となって可能となった複数の障害種に対応する部門のある学校は、既に 175 校に上ることが分かった。その内、知的障害と肢体不自由の組み合わせ(いわゆる知肢併置)が 98 校と最も多いことが分かった。新たな制度を生かす取組が、知肢併置を始め多くの学校で見られることが分かった。

また、複数の障害種に対応する学校のうち、異なる障害種の教育課程編成の状況について回答のあった193校のうち、障害種ごとに教育課程編成を行っている学校は114校(59%)、教育課程が複数の障害種に対応している学校は42校(22%)であった。

## **(2) 教育課程編成**

教育課程編成に関する検討部署としては、教務部が中心となり全校的に取り組んでいる実態が明らかになった。また、教育課程編成の課題として、「発達段階に応じた指導内容の検討」が最も多く、「重複障害のある幼児児童生徒に対応した教育課程の編成」、「(幼稚部)、小学部、中学部、高等部、(専攻科)における系統的な指導」が続いた。これらの課題は、いずれも、具体的実践の中で意識しておく重要事項と捉える必要がある。

## **(3) 個別の指導計画**

個別の指導計画を活用した教育課程の改善が多くの特別支援学校で行われ、その中で、指導内容の充実が図られてきていることが示された。特に新学習指導要領の自立活動において新たに加わった「人間関係の形成」は、各校の意識が高いことが分かり、自立活動の指導の充実を図る上でのキーポイントとなると思われる。また、個別の指導計画の活用と教育課程編成との連動が、各学校種において共通の課題でもあることが示唆された。今後は両者の連動を具体的に進めていくことが重要である。

## **(4) 自立活動**

自立活動の時間の指導の設定や各学部における自立活動の指導の担当者は、障害種によって状況が異なっていることが分かった。特に、知的障害教育においては、設定している割合が他の障害種の半分程度で、逆に、設定していない、あるいは、学部によって異なるなどの割合が特に高かった。

自立活動の指導の課題では、担当者の専門性の向上や専門性の高い教員の確保及び児童生徒の実態の多様化に伴う指導内容の設定の難しさが挙げられた。今後は、障害種に対応した専門性向上のための研修や個別の指導計画に基づいた授業研究会など、校内研修体制や指導体制の整備の必要性が示唆された。

## **(5) 交流及び共同学習**

交流及び共同学習の指導内容を検討する際に重視している事項として、「自校と交流先に在籍している幼児児童生徒の実態」、「交流及び共同学習のねらいと活動のねらいの整合性」、「担当者間での打ち合わせ」を挙げており、担当者の目的意識を明確にもった活動が行われるよう努力していることがうかがわれた。

交流及び共同学習の課題として、「自校及び交流先ともに、交流及び共同学習の明確なねらいをもって実施すること」、「障害のある幼児児童生徒の発達段階を考慮した指導内容を選定すること」が挙げられていた。今後、指導のねらいや内容の側面から検討すべき課題として捉えられた。

## **(6) 重複障害学級**

いずれの障害部門の重複障害学級においても「自立活動を主とした教育課程」を編成する学校が多かった。今回の調査では、編成の内訳は明らかに示せなかったが、重複障害の状態に応じた各教科等及び自立活動の編成の在り方を検討することが必要である。

知的障害部門の特別支援学校の重複障害学級においては、自閉症を併せ有する児童生徒が多いことが明らかになり、自閉症の教育内容や集団編制等の在り方についても検討を行

うことが必要である。

### **(7) 外国語活動**

外国語活動は、先進的に取り組んでいる多くの工夫した実践がなされている実態が明らかになった。この活動の趣旨を全校的に確認し、今後は、中学部以後の外国語教育との関連を持たせる必要がある。このためこれまでの実践内容を教材や指導体制の検討を蓄積していくことが求められる。また、知的障害教育においては、中学部において外国語を選択できることや、その際には、外国語活動の内容を取り入れることが可能であることなどから鑑みて、指導の一貫性や系統性の視点から、小学部における外国語活動の指導の必要性や可能性について検討する必要がある。

### **(8) 訪問教育**

週あたりの総指導時間は、300分～400分(年間10,500分～14,000分)でおおよそ同じ時間実施されていたが、一人一人のニーズを的確に把握して必要な指導や支援を行っていく特別支援教育の理念や基本的な考えを踏まえると、授業時数の確保については検討が必要である。

訪問教育は「自立活動を主とする教育課程」が多かった。また、課題として「指導内容の精選や教材・教具の工夫をすること」が挙げられており、実際の授業内容について一層の検討を加えることが重要である。

### **(9) 教育課程評価**

教育課程の評価の方法は、総括的な評価を行っている学校がほとんどを占めた。また、その評価の観点として、指導目標の達成、個別の指導計画、指導計画の3点が挙げられた。しかし、その詳細については、明らかにされなかった。

## **2. 各学校を対象とした事例研究の結果から**

特別支援学校8校への訪問調査の結果から、特に以下の3点について述べる。

### **(1) 指導内容の一貫性と系統性に関する課題**

幼、小、中、高と各学部における指導内容の一貫性と系統性の重要を踏まえ、教育課程編成やその実施に取り組む学校がある一方、それを課題として検討を始める学校もあった。

### **(2) 幼児児童生徒の実態の多様化への対応に関する課題**

教育課程の類型化、習熟度別グループ編制、コース分け、自閉症への対応を考慮した教育課程編成など、多様な取組が見られた。特に、知的障害を教育する特別支援学校では、高等部の類型化に関する課題が多く挙げられていた。

### **(3) 専門性向上に関する課題**

自立活動の指導と各教科の指導との関係の明確化、自立活動主とする教育課程での教科の位置づけの明確化、その上での授業づくり、等を含む研修の必要性が挙げられた。

## **3. 研究協議会及び研究協力者の報告から**

### **(1) 教育課程編成のパターン(いわゆる類型)に関する課題**

(a)当該学年の教科等を学ぶ場合、(b)下学年あるいは下学部の教科等を学ぶ場合、(c)知的障害の教科等を学ぶ場合、(d)自立活動を中心に学ぶ場合、の4類型がよく知られているが、(a)(c)(d)の3類型で整理し、その上で、実態を踏まえ多様な工夫をすることも考え

られる。

## **(2) 学習評価及び指導の評価に関する課題**

教育課程の実施では、学習評価及び指導の評価が適切に行われるよう工夫が必要である。

## **(3) 特別支援学校の特色ある教育課程編成に関する課題**

教育課程編成を柔軟にできるので、さらに一層特色ある教育課程編成を期待したい。

## **(4) 知的障害教育における指導内容の課題**

知的障害教育における、各教科の内容と自立活動の内容の違いの明確化が必要である。

## **4. 次期学習指導要領の改訂に向けて必要と思われる検討事項**

以上の(1)(2)(3)を踏まえて、これらから直接考えられうる、これからの学習指導要領の改訂に向けて必要と思われる検討事項を挙げてみる。

・特別支援教育の理念と基本的な考えである、一人一人のニーズを的確に把握し必要な指導・支援を行っていくことを踏まえ、一層、弾力的な教育課程編成が可能になる仕組みを模索していくことが必要である。

・一方、既に、現行の特別支援学校の学習指導要領は、自由度が大きく各学校の実情によって特色ある教育課程編成が可能になっているので、各学校の先進的挑戦的な取組が期待される。

その上で、より具体の事項を以下に列挙する。

・教育課程の類型について、(a)当該学年の教科等を学ぶ場合、(b)下学年あるいは下学部の教科等を学ぶ場合、(c)知的障害の教科等を学ぶ場合、(d)自立活動を中心に学ぶ場合、の4類型がよく知られているが、(a)(c)(d)の3類型で整理し、その上で、実態を踏まえ多様な工夫をすることも考えられるのではないか。通常教育と比べて複雑と思われる特別支援学校の教育課程編成を、より単純で分かりやすいものにすることは、通常教育と特別支援学校における教育との接続を考えると、重要な検討事項だろう。

・通級による指導における取り出し指導の時間や、特別支援学級の通常学級の交流及び共同学習の時間の割合の検討を、一人一人の児童生徒の教育的ニーズを踏まえて設定していくが、同様に、訪問教育における訪問の時間数も児童生徒の教育的ニーズに応じて、一層弾力的に設定していくことが必要ではないか。

・教育課程編成やその実施・評価と、個別の指導計画の作成・実施・評価との関係を明確にしていく必要がある。

・特別支援学校の制度に転換し、複数の障害種を対象とする学校の設置が可能となり、そのような学校の数が増えてきているので、そのような学校における教育課程編成や実施の在り方を模索して行くことが必要である。

・知的障害教育における各教科の指導の内容と、自立活動で指導する内容との違いの明確化を一層進める必要がある。

・自閉症を併せ有する場合の教育課程編成の在り方について、具体的に検討する必要がある。(自閉症を併せ持つ児童生徒等は、知的障害を教育する特別支援学校のみならず、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱の各学校にも在籍することから、すべての特別支援

学校において)

## 5. 本研究の課題と今後

### (1) 学校事例についての“丁寧”な質的研究の必要性

質問紙調査による全特別支援学校への調査により、複数障害種への対応がなされた学校も増えていることなどからも、各学校の教育課程の編成が非常に多様化してきていることが分かった。これは、特別支援学校制度になった後の最初の、学習指導要領改訂ということで、それを踏まえて各学校の工夫の実態が浮き彫りになった形である。

しかし、本研究では、具体的に、どのような教育課程編成が行われているか、その具体的実像を個別に把握するまでには至らなかった。

そこで、本研究に続き、各障害種別や複数障害種対応別など、いくつかの観点からの少し事例数を多くしての学校事例の丁寧な質的研究が必要であろう。

これにより、より具体の成果と課題を明らかにすることができるだろう。

### (2) 教育課程の評価に関する研究の必要性

各特別支援学校は、文部科学省が示している学校評価ガイドラインなどを参考に、教育課程についても評価していくことになる。そして、教育課程の評価にあたっては、「教育課程の編成・実施の状況」「各教科等の指導計画とその評価」「個別の指導計画とその評価」「指導内容・方法等」が評価の対象となる。これらを踏まえて、各学校においては教育課程の評価が行われているが、その実態や課題が全体的に把握されているわけではない。

しかし、これらの事項の全体的把握は、まさに、現在の新学習指導要領を踏まえた教育課程編成の現状と課題を検討する際の重要な事項であるが、そのような把握はこれまでなされてきていない。

### (3) 小中学校の「特別の教育課程」編成に関する研究の必要性

小中学校の通級による指導や特別支援学級における「特別の教育課程」の編成においては、特別支援学校の学習指導要領を参考にすることとされていることから、今回の新学習指導要領が小中学校の「特別の教育課程」編成にどのような影響を与えているかを把握する必要もあるだろう。なお、小中学校の通級による指導や特別支援学級における「特別の教育課程」の編成について、特定の障害に限らず全体的に把握するような調査は、本研究所ではこれまで行ってきていない。

### (4) 諸外国の教育課程の比較研究の必要性

特別支援学校の教育課程の良さと拙さを明らかにするための方法の一つとして、諸外国の特別支援学校の教育課程との詳細な比較分析が必要であろう。成立過程、内容、編成方法、活用方法、様々な視点からの評価などの観点が考えられる。なお、本研究所においては、諸外国の教育課程について既に紹介されているが、国際比較は行われてきていない。比較対象の例として、英国の“P scales”が考えられる。

(柘植 雅義)

